

# Smile 通信



平成24年7月 編集・発行／埼玉県住まいづくり協議会  
〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10(埼玉県住宅供給公社内)  
TEL 048-830-0033 ホームページアドレス <http://www.sahn.jp/>

石井酒造



## contents

シリーズ埼玉の住まい	
日光街道 幸手宿	表紙、2・3頁
平成24年度総会	4・5頁
平成24年度 情報普及部会第1回講習会	
講演「放射線の基礎知識」	6頁
サスティナブル研究委員会 発足	7頁
住宅用太陽光発電を普及拡大	7頁
埼玉住み心地の良いまち大賞募集開始	8頁
住宅セーフティネット整備推進事業	8頁
子育て応援分譲住宅認定制度	8頁

vol.48

# 日光街道 幸手宿

埼玉県立近代美術館

専門員 兼学芸員 伊豆井秀一



平井家住宅③

日光街道と東照宮社参のための日光御成道の通る宿場町幸手。日光街道を北上していくと突き当たる権現堂堤は、春、桜の名所としてぎわう。まずは日光街道と日光御成道の交錯するところの石井酒造(表紙)。天保十一(一八四〇)年創業。和洋折衷の建物は街道沿いにあつたものを現地に移築したもの。木造二階建て。洋館は表面を覆うスクランチタイルで、竣工年を推定できる。昭和三(一九二八)年築。二階正面壁面の文様が愛らしい。トイレのガラスをはじめ、ドアノブ、洋室回り縁の漆喰の装飾は繊細。トイレは当初から水洗だつたというから驚く。こちらには、客人、使用人用と三つの階段があり、建物中央の客用の階段を上つて二階に。奥の客用の和室。障子の桟も欄間も精緻である。ここで桜を見ながら毎年宴を開くとのこと。こちらの名酒を嗜みながら、ライトアップされた花見はさぞ楽しかろうと想像される。これに櫻の柱と格天井が爽快な空間を作り出し、奥にでんと金庫が据えられた店のひろがる木造二階の和館が付設する。

幸手駅前の道と交差する十字路にあるのは登録有形文化財、岸本家住宅①。木造二階建て。醤油醸造業を営み、パリ万博で銅賞を受賞したことのある老舗の建物。多受賞したこの建物を構えた盛時の様子は明治期の大日本博覧図にも掲載されている。現在は店の奥に和室二間、四部屋がひろがる一階と二階の主屋のみ。主体部の正面は切り妻、背面は寄棟造りで、寄せ棟造りの屋根を桁行方向に、店舗の寄棟造

りの屋根を梁間方向に半分に切斷するユニークな形となっている。江戸時代末期の建築と推定され、力フエが設けられ、街道の目印となつていていた。日光街道沿いの特長である短冊状の敷地では、蔵や倉庫が奥にかかりている場合、重い荷物を運ぶのは大変な作業になる。そこで考え出されたのがトロッコで、それを滑らすレールが必要になる。通常「横町鉄道」。問屋場横町の突き当たりの永文商店②。大正十二(一九三三)年震災後の竣工。木造二階建て。店の奥に和室二間、廊下を巡らす。先代から酒の卸、小売をはじめたという。店脇左手にそのレールがのぞける。建物に平行に伸びかなり長い。今でこそ途中で切れているが、もとはS状に曲がつて奥の倉庫まで繋がつていた。戦時中の金属回収の折、残された女性たちが、レールなしでは仕事ができないと訴え回収を免れたという。少し先の成田金物店でもこのレールを見かけた。

問屋場横町をわたると街道に面した主屋の背後に蔵が連なる豪壮な家が眼に入つてくる。平井家住宅③。敷地内の建物は各々竣工した年が異なる。木造二階建ての主屋が大正九(一九二〇)年、木造平屋の離れが大正三(一九一四)年、文庫蔵が明治四十五(一九一二)年、米蔵が明治元(一八六八)年築で、さらに短冊形敷

地に物置がつづく。屋号は味噌屋だが二代前までは穀物商を営んでいた。箱階段である主屋の二階道路に面した部屋は使用人用だが、奥の和室は廊下を巡らし、手すりを添え、天井には屋久杉を使用。透かし欄間、書院の建具も凝った仕様。陸軍の演習時に将校が宿泊したというのも頷ける。

**飯村医院④**。木造二階建て。大正十一（一九二二）年から十二（一九二三）年に築。一階天井が非常に高いのが印象的。先代の趣味による植栽の美しい中庭を拝見できました。板塀が見事な閑菴局を右側に重厚な見ながら進むと向かい側に重厚な木造二階建ての高濱商事⑤。

昭和（一九三四年竣工）。代々肥料商や穀物商を手がけてきた店につけた。奥に三部屋、二階に二部屋。これに一階二階ともに三部屋の廊下を巡らし手すりのついた

造二階建ての建物が連なる。敷地内には稻荷社をはさみ、文庫蔵や倉庫の蔵が三棟たつ。日光街道から久喜新道に抜けたところのアベ洋品店⑥。街道に面した木造二階建ては昭和十一（一九三六年）年築。もとは菓子製造店の背後の木造二階建ての住宅は大正三（一九一四）年築という。多くの植木が。信仰の厚い先々代は十一もの神様を祀り、その一部が稻荷神社と三峯山の祠となつて庭の一隅に。梅の木から見上げる木造二階の住宅は趣のあるものだつた。



岸本家住宅①



永文商店②



アベ洋品店⑥



飯村医院④



高濱商事⑤



小路米店⑦



山崎接骨医⑧

**伊豆井秀一**（いづいひでかず）  
昭和二十四年生まれ。埼玉県立近代美術館、埼玉県立博物館、埼玉県立美術館、埼玉県教育局生涯学習課を経て埼玉県立近代美術館専門員兼学芸員。専門は日本近・現代美術。著書に『昭和の美術』（共著、毎日新聞社）、『小茂田青樹画集』（共著、毎日新聞社）など。

二階にしばらく避難したとのこと。近年、看板を外した背後からモダンな外観が姿を現したノグチ堂電機、それにハリウッド化粧品店とレトロ・モダンな建物も散見される。地域と共に時を刻んできた社寺も多く、幸手は味わいのある街である。

二階台風の洪水時には附近のひとが二階にしばらく避難したとのこと。近年、看板を外した背後からモダンな外観が姿を現したノグチ堂電機、それにハリウッド化粧品店とレトロ・モダンな建物も散見される。地域と共に時を刻んできた社寺も多く、幸手は味わいのある街である。

# 平成24年度 総会開催

5月25日さいたま市



去る5月25日、さいたま市のさいたま商工会議所会館において、平成24年度協議会総会が開催された。規定により、会長が議長となつて審議は進められた。

上程、審議され可決された議案は、以下の通りである。  
第1号議案 平成23年度事業報告（案）  
第2号議案 平成23年度収支決算（案）  
第3号議案 平成24年度事業計画（案）  
第4号議案 平成24年度収支予算（案）  
このうち、第1号議案と第2号議案、第3号議案と第4号議案はそれぞれ、関連するものとして一括上程された。全ての議案は、拍手によつて了承された。

また、報告事項からは今年度の役員体制ほかを掲載した。

## 平成23年度事業報告

### ○情報普及部会

○住生活月間シンポジウムの開催  
(講演)

平成23年10月 浦和コルソホール  
「東日本大震災を教訓として、これからのお住まいを考える」をメインテーマに

第一部 東日本大震災後の住まいづくり  
「耐震改修のすすめ」

財団法人日本建築防災協会  
専務理事 杉山 義孝氏

第二部 「再生可能エネルギーを活用したこれからのお住まいづくり」住まいの創エネ・省エネ・畜エネ  
(株)光と風の研究所  
常務取締役 鈴木 孝雄氏

(展覧会)  
埼玉住み心地の良いまち大賞作品展  
住宅リフオーム推進委員会展示  
埼玉県環境建築住宅賞（住宅部門）

### 《住宅リフォーム推進委員会》

○会員向け講習会の開催  
・第1回講習会 平成23年5月  
【第1部 講演】

「エネルギーセキュリティと安全・安心からみた住宅のあり方について」  
早稲田大学環境総合研究センター  
准教授 小野田弘士氏

安心からみた住宅のあり方について  
本庄早稲田スマートエネルギータウン  
プロジェクトの目指すもの

「東日本大震災に対する対応について  
被災地における応急仮設住宅建設の状況」  
（株）アキラホーム ポラテック（株） 武井啓明氏  
新居健二氏  
司会 住まいづくり協議会相談役 笠原高治氏

「東日本大震災に対する対応について  
被災地における応急仮設住宅建設の状況」  
（株）アキラホーム ポラテック（株） 武井啓明氏  
新居健二氏  
司会 住まいづくり協議会相談役 笠原高治氏

### 応募作品展示

○定期講習会への参加状況を公開  
・定期講習会を6回実施。（うち1回  
はシンポジウム併催）

○新規登録事業者向け説明会を4回実施  
○住生活月間シンポジウム会場でリフォーム  
展示を実施

○定期講習会皆勤者を表彰  
○埼玉県の次世代へ繋ぐリフォーム  
通省の長期優良住宅先導事業に採択  
される。

○定期講習会への参加状況を公開  
・定期講習会を6回実施。（うち1回  
はシンポジウム併催）

○新規登録事業者向け説明会を4回実施  
○住生活月間シンポジウム会場でリフォーム  
展示を実施

○定期講習会皆勤者を表彰  
○埼玉県の次世代へ繋ぐリフォーム  
通省の長期優良住宅先導事業に採択  
される。

### 《マンショントリーム委員会》

○委員会を9回開催  
○会員向け講習会の開催  
8月と12月の2回開催

### 《住宅施策研究会及び理事懇談会》

○会員向け講習会 平成24年2月  
（秩父県産木材現地見学会）

①秩父木材協同組合 金子製材（株）  
②秩父広域森林組合木材センター

### 平成23年度収支決算

（次年度への繰越金を含みます）

#### 一般会計

○収入・支出	1084万7588円
○防犯アドバイザー特別会計	369万8719円
○収入・支出	369万8719円
○リフォーム事業特別会計	418万6221円
○収入・支出	418万6221円

### 《広報部会》

○Smile通信

第44号発行（平成23年7月）

第45号発行（平成23年10月）

第46号発行（平成24年1月）

第47号発行（平成24年3月）

○ホームページの改訂（随時）

### 《埼玉住み心地の良いまち推進委員会》

○会員向け講習会の開催（年2回開催）

○協議会会員の募集活動についての研究  
○新たな情報発信の方法の検討

○会報「Smile通信」を年4回発行

○ホームページ改訂（随時）

○活動報告のメディアへの情報発信

○会報「Smile通信」を年4回発行

○会員向け講習会の開催（年2回開催）

○協議会会員の募集活動についての研究  
○新たな情報発信の方法の検討

### 平成23年度事業計画

#### 《情報普及部会》

○住生活月間シンポジウムの開催

○会員向け講習会の開催（年2回開催）

○協議会会員の募集活動についての研究  
○新たな情報発信の方法の検討

○会報「Smile通信」を年4回発行

○ホームページ改訂（随時）

○活動報告のメディアへの情報発信

○会報「Smile通信」を年4回発行

○会員向け講習会の開催（年2回開催）

### 《埼玉住み心地の良いまち推進委員会》

○会員向け講習会の開催（年2回開催）

○協議会会員の募集活動についての研究  
○新たな情報発信の方法の検討

○会報「Smile通信」を年4回発行

○ホームページ改訂（随時）

○活動報告のメディアへの情報発信

○会報「Smile通信」を年4回発行

○会員向け講習会の開催（年2回開催）

○協議会会員の募集活動についての研究  
○新たな情報発信の方法の検討



# 放射線の基礎知識



原電ビジネスサービス株式会社

取締役社長 佐藤忠道氏

(日本原子力学会・日本保健物理学会会員)

## ベクレルとシーベルト

まず言葉の定義からお話しします。

放射能という言葉は、3つの用語に正しく使い分ける必要があります。3つというのは、放射線と放射能と放射性物質です。

これを、懐中電灯に例えると、まずは放射性物質といふのは、懐中電灯そのものです。そして、懐中電灯から出る光を放射線と言います。放射能といふのは放射線を出す能力ですから、懐中電灯ならば、光を出す能力ということになります。

この放射能の強さをベクレル、放射線によつてどれだけ影響があるのかをシーベルトといふ言葉で表しています。ベクレルといふのは、フランスの放射線の研究者のアンリ・ベクレルの名前からとつた放射能の強さの単位です。放射性物質から1秒間に放射線が放出される回数のことです、放射性物質から1秒間に1回放射線が出るのが1 Bq(ベクレル)といふ単位です。ですから今、食品の出荷制限の基準が1 kg当たり1 000 Bqになつていますから、食品1 kg当たり1秒間に1 000 Bq(ベクレル)といふ単位です。

ですから今、食品の出荷制限の基準が1 kg当たり1 000 Bqになつていますから、食品1 kg当たり1秒間に1 000 Bq(ベクレル)といふ単位です。

また、放射性物質から1秒間に放射線が放出される回数のことです、放射性物質から1秒間に1回放射線が出るのが1 Bq(ベクレル)といふ単位です。

生きましたが、人では確認されておりません。

それから、同じ生殖細胞で遺伝への影響がありますが、放射線に対する遺伝的影響は、数多くの調査が行われて

ということです。

シーベルトといふのは、スウェーデンの物理学者ロルフ・シーベルトの名前を冠したもので、人体の単位重量当たりに受けるエネルギーの量と、人体影響度合いを加味した量の単位です。ですから、人の健康影響への物差しになる単位です。

## 人体への影響

Bqは物への、Sv(シーベルト)は人の健康影響への、物差しになるということで使われております。

放射線の人への影響は、身体的影響と遺伝的影響の2種類に分類されます。

身体的影響には普通の体細胞への影響と、特殊なものとして生殖細胞への影響があります。

まず、放射線によつて起くる体細胞の被害の代表的なものは発ガンです。ほかに皮膚障害や白内障もありますが、代表的なものはガンです。生殖細胞の方は不妊という影響が出ます。

それから、自然放射線を長い期間受けております。その量は日本人の平均で年間1・5 mSv、世界平均で年間2・4 mSv、地域によっては年間10 mSvを超える所もあります。しかし、それが問題にならないのは、人間の体の防御機能が働き、ガンが発生しないからです。

身体的影響は、かなり多くの量を短時間に受けた場合に限られます。

早期影響は、かなり多くの量を短時間に受けた場合は、数週間ぐらいの比較的早い時期に出てくる影響で、晚発影響といふのは、ガンに代表される、原因があつてから長い時間が経つててくる影響です。

早発影響は、かなり多くの量を短時間に受けた場合に限られます。

影響がでる基準をしきい値と言います。しきい値を超える被ばくをすると障害が発生し、被ばく量が多くなるほど早い段階で重症の影響が出てきま

す。このしきい値は、すでに多くのデータでわかつております。例えば、造血機能障害のしきい値は500 mSv(ミリシーベルト)です。500 mSvまでは全く影響ありません。500 mSvを超えると、初めて一時的にリンパ球が減少します。その後、数週間から1カ月ぐらいで回復いたします。

それから、皮膚がやけど状態になつたり、ひどくなると脱毛するのも、しきい値がはつきりわかつていまして、3 000 mSv以上の放射能を受けないところいつた障害は出ません。また、不妊は150 mSv以下であれば全く問題はありません。150 mSvを超えると、特に感受性が高い男性の生殖器が、一時的に不妊状態になります。ただし、2~3カ月すればもとに回復します。

女性のほうが不妊には強くて、男性の4~5倍の線量でなければ、不妊にはなりません。一般の人がこのような大量の放射線を受けることはありませんが、放射線はなりません。

放射線は、100から200 mSvの低線量では、発生の増加は確認されておりません。もともと人は、自然放射線を長い期間受けております。その量は日本人の平均で年間1・5 mSv、世界平均で年間2・4 mSv、地域によっては年間10 mSvを超える所もあります。しかし、それが問題にならないのは、人間の体の防御機能が働き、ガンが発生しないからです。

基づいて行わわれています。

それから、晚発影響、いわゆるガンは、発生の増加は確認されておりません。

放射線に限つて言えば、被ばくの有無でなく、受けた線量が問題になることがあります。

放射線に限つて言えば、被ばくの有無でなく、受けた線量が問題になることがあります。

放射線は、自然界にもあり、これによつて私たちのDNAは傷つけられています。この、日本人の死亡原因の30%を占めるガンを引き起こす原因是、放射線もありますが、それ以外のものが複合的に多くあります。上位3つは、たばこ、食生活、感染です。

先ほどの放射線の100とか200 mSvのリスクは、野菜不足とか運動不足のあたりのレベルのリスクです。人体への影響をまとめますと、放射線は自然界にもあり、これによつて私たちのDNAは傷つけられています。が、それを治す能力(治癒力)を持つているということ。

一度に大量被ばくすると、急性障害や発ガンなどの影響が発生すること。100 mSv以下では、今までガンの増加は認められておらず、あるとしてもほかの要因に埋もれてしまうことです。

一番重要なのはリスクといふのをほかのリスクと比べて判断することだと思います。

# 持続可能な都市と住まいを作る サステイナブル研究委員会 スタート

参加者を募集しています

住宅における二酸化炭素排出量はこの20年で1・5倍に増えています。また、東日本大震災を契機に見直されつつあるエネルギー問題は国民一人一人に求められる大きな課題となっています。

住まいづくり協議会では、この埼玉で持続可能な都市と住まいを作ることを理念に掲げ、サステイナブル研究委員会を平成24年4月に設置しました。本委員会は、住まいづくり協議会の環境部門として、研修・勉強会により会員企業へ有益な情報を提供し、良質な住まいづくりを支援する事業への参加だけでなく、自ら持続可能な都市と住まいづくりのための事業を実施することにより、住まいづくり協議会の発展を目指しています。

住まいづくつて  
サステイナブル研究委員会  
委員長 福島直樹

この委員会の目的は、住み心地の良い住環境と環境エネルギーについて取り組むことです。

東日本大震災・原発災害は、エネルギーについて石油ショック以来改めて考えさせられる事態となり、エネルギー七キユリティの上でも地域や県のレベルで再生可能エネルギーを大いに活用し低炭素社会を構築していくかなければならぬと思いました。安心安全なまちづくりを推進している協議会として、県のエコタウンプロジェクトやさいたま市環境未来都市推進協議会に参加し、埼玉県全域でエコの街づくりを推進していく会員に役立つ情報を提供していく所存です。多くの会員の参加を希望いたします。

詳細については、協議会や県のホームページ、協議会メンバーの各種団体等を通じお知らせする予定です。

住宅における二酸化炭素排出量はこの20年で1・5倍に増えています。

また、東日本大震災を契機に見直されつつあるエネルギー問題は国民一人一人に求められる大きな課題となっています。

ください。参加をお待ちしています。

6月末現在での参加者は18団体22名で、次の3つの分科会で構成されており、年間12回程度の活動を予定しています。

## 1 エコタウン＆スマートハウス分科会

エコタウン＆スマートハウス分科会は、さいたま市環境未来都市推進協議会へ委員として参加するとともに、埼玉県エコタウンプロジェクトなど県内外の環境に関する情報を収集し、本協議会に提供します。

## 2 地域ブランド化事業分科会

地域ブランド化事業分科会は、その名のとおり国の「地域ブランド化事業」への参加を目指して活動しています。

この事業は、資材供給から施工まで行う緊密な連携体制を構築した企業グループで、新築住宅の省エネ基準適合率を平成32年度までに100%とすることを目指し、地域の木造住宅生産を担う中小工務店の断熱施工技術の向上など、地域における住宅省エネ化推進のための体制の整備・強化を図るため各都道府県ごとに各地域における住宅省エネ技術講習の実施支援等に取り組もうとする事業者を公募しました。

埼玉県住まいづくり協議会は、この事業の事業者に応募しました。採択された場合は、年内に県内各地で住宅省エネ技術講習の開催などを実行していくこととなります。

## 3 環境住宅賞分科会

環境住宅賞分科会は、持続可能な都市と住まいづくりをテーマに居住性に優れた木造住宅を募集し、表彰する「環境住宅賞」の実施を目指しています。環境等に配慮した工夫やアイデアなど評価されたポイントなどとともに、表彰した住宅を、広く県民に周知します。

「平成24年度  
住宅市場技術基盤強化推進事業  
住宅省エネ化推進体制強化（都道府県等毎の体制強化）」  
を行う事業者への応募について

電力不足に対する不安が続く中、県では、エネルギーの地産地消の推進に向け、太陽光発電による「創エネ」とLED照明などによる「省エネ」で電力自活に取り組もうとする既存住宅への補助制度を実施しています。電力自活とは、太陽光発電を4kW設置し、白熱電球をLED照明に3か月交換することなどにより、計算上、一般家庭の年間使用量を貯うことができるという試算によるものです。創エネ・省エネの取組を支援し、家庭における電力自活を促進してまいります。

### 【補助制度の概要】

・補助金額  
太陽光発電4kW以上  
一律10万円

・予定件数 1万件  
2kW以上4kW未満  
一律5万円

・受付期間  
※5月末現在受付件数  
2265件(23%)

・受付期間  
平成24年4月2日～12月14日

ただし、申請多数により予算額の範囲を超えた場合は、受付を終了することがあります。  
詳しくは、ホームページをご覧ください。

# 住宅用太陽光発電を普及拡大

県温暖化対策課

【問合せ先】  
県温暖化対策課  
エコエネルギー推進担当  
電話 048-830-3042

## 住まいづくり協議会 入会キャンペーン

- 埼玉県住まいづくり協議会ではただいま**
  - 会員募集キャンペーン実施中です。(平成24年12月まで)**
  - 入会特典**
    - 1 今なら、入会金3万円が無料になります。
    - 2 万が一の時には、応急仮設住宅建設に参加できます。
    - 3 勉強会、情報交換会へ、参加できます。
    - 4 委員会活動を通じて、仲間づくりができます。
    - 5 視察見学会、研修会へ、参加できます。
- 詳しくは事務局までお問い合わせください。  
電話 048-830-0033



### 実施概要

- 応募資格
- 応募に必要な資格等はありません。
- 募集作品
- 埼玉県内の身近な「まち」の良さを再発見し、推薦してください。

- 必須項目
  - タイトル
  - 推奨理由
  - 写真または絵
  - 地図
- 作品はA3判か八つ切りサイズの画用紙等を横使いで作成してください。

- 応募方法
- 応募上の注意
- 9月14日午後5時までに、事務局に郵送又は持参してください。
- 未発表の自作品に限ります。
- 応募作品は返却しません。

- 書籍等での発表・掲載における権利は主催者側が保有します。

- 表彰(入選者には賞状と副賞を贈呈します。)
- 埼玉県知事賞(1点)
- 埼玉県教育委員会教育長賞(1点)
- 埼玉県住まいづくり協議会会長賞(1点)
- 審査委員長賞(1点)
- 優秀賞(25点)
- 優秀賞(40点)

- 発表
- 10月初旬ホームページで発表し、受賞者には通知とともに表彰式の案内を送付します。

- 主催・後援・協賛
- 主催 埼玉県住まいづくり協議会
- 後援 埼玉県、埼玉県教育委員会
- 協賛 (株)アキユラホールディングス、(株)OKUTA、(社)芝西防犯センター、(株)タテ設計事務所、(株)銀河、近藤建設(株)、埼玉県建築士事務所協会、(財)埼玉県建築住宅安全協会、埼玉県住宅供給公社、(財)さいたま住宅検査センター、(株)住協住宅金融支援機構、積木ハウスマガジン、(株)高砂建設、(株)中央住宅、(株)中央ビル管理、東京ガス、(株)埼玉支店、(株)LIXIL、(株)リスクマネージメントサービス、(株)リブラン

※詳細は協議会ホームページをご覧ください。

- 対象となる事業
- 高齢者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居等を条件として空家のある民間住宅に対し、耐震改修工事、バリアフリー改修工事又は省エネルギー改修工事のいずれかを含む改修工事を行う事業

「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」について、次のとおり補助金の募集を行うこととしましたのでお知らせします。

平成24年度 民間住宅活用型住宅セーフティネット 整備推進事業の募集 国土交通省住宅局

6月1日から受付開始 県住宅課

子育てに配慮した  
戸建て分譲住宅団地を認定

6月1日から受付開始

県住宅課



- 対象となる事業
- 高齢者世帯、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居等を条件として空家のある民間住宅に対し、耐震改修工事、バリアフリー改修工事又は省エネルギー改修工事のいずれかを含む改修工事を行う事業
- 応募期間
- 平成24年5月25日(金)から平成24年12月28日(金)まで(必着)
- 応募者
- 建設工事請負契約を締結して空家の改修工事を発注する者

(住棟)の改修工事を発注する者  
補助額  
補助事業の要件に該当する改修工事に要する費用の3分の1  
ただし、空家の戸数×100万円を補助限度額とする。

本事業のホームページを御覧ください。(検索サイトで「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」と検索して下さい。)  
認定物件は、右の認定マークを使用して物件の広告・宣伝をすることができるほか、県のホームページでも紹介されます。また、県と金融機関の提携ローンの利用対象にもなります。

【問合せ先】 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室  
電話 03-6214-5690  
時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時

【問合せ先】 県住宅課企画担当  
電話 048-830-5571  
制度の概要や認定基準は県住宅課のホームページで紹介しています。

【問合せ先】 県住宅課企画担当  
電話 048-830-5571